

(一覧表 2)

不利益処分に係る処分基準

No.	担当課	電話	法令名	根拠条項	不利益処分の概要	設定等区分	ホームページ	備考
1	環境生活部 くらし安全局 道民生活課	011-204- 5663	北海道青少年 健全育成条例	第 22 条 第 5 項	有害広告物 の撤去等	未設定イ	http://www.hokkaido.lg.jp/ks/dms/ss/shobunkijyun.htm	
2	環境生活部 くらし安全局 道民生活課	011-204- 5663	北海道青少年 健全育成条例	第 27 条 第 3 項	有害図書類 の撤去等	未設定イ	http://www.hokkaido.lg.jp/ks/dms/ss/shobunkijyun.htm	
3	環境生活部 くらし安全局 道民生活課	011-204- 5663	北海道青少年 健全育成条例	第 42 条 第 2 項	利用カード の撤去等	未設定イ	http://www.hokkaido.lg.jp/ks/dms/ss/shobunkijyun.htm	

「未設定」 審査基準を設定していない場合

イ：審査基準が法令の定めに尽くされているもの

ロ：申請実績がない又は将来的に見込みのないもの

ハ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの